

令和6年度 第1回 吹田市政策調整会議概要

日 時:令和6年(2024年)5月10日(金)午後4時～午後5時

場 所:吹田市役所 高層棟4階 特別会議室 及び オンライン

出席者:(特別会議室に参集)春藤副市長、辰谷副市長、大山総務部長

(庁内テレビ会議システムにより出席)

中村市民部長、井田都市魅力部長、北澤児童部長、梅森福祉部長、岡松健康医

療部長、道澤環境部長、清水都市計画部長、真壁土木部長、道場地域教育部長

所 管:【行政経営部(企画財政室)】今峰行政経営部長、二宮次長、平井参事、山本主任

案 件	吹田市指定管理者制度ガイドラインの制定について
担当及び関連部局	行政経営部(企画財政室)
【案件概要】 指定管理者制度導入から約20年が経過する中で、課題の整理を行い、全庁的な方針の内容を充実させる必要があることから、現行指針等の内容を改正・集約し、「吹田市指定管理者制度ガイドライン」を制定しようとするもの。	
【所管部の考え方】 令和4年度包括外部監査での指摘事項への措置対応として、非公募による指定管理者候補者選定プロセスの追加や、サービス向上に係る工夫の取扱いの追加を行う。併せて、指定期間が5年以上の施設における第三者モニタリング・評価の実施時期の変更を行う。各施設所管室課担当者の実務に即した内容の充実化、各種制度変更等の反映を図る。また、各施設所管室課担当者がより正確に分かりやすく実務を行えるよう、「運用指針」、「公募マニュアル」、「モニタリング評価・実施方針」の3つの指針を1つに集約する。	
【質疑概要】 質問: 第三者モニタリングは、市によるモニタリングと何が違うのか。 回答: 第三者モニタリングは、指定管理者が評価した内容や、市が評価した内容について妥当かどうかを確認している。 質問: 第三者モニタリングと市によるモニタリングの実施時期が重なることにより、煩雑な業務となりかねないため、第三者モニタリングを実施する年は、市のモニタリングを実施しないというような柔軟な考え方を取り入れることができるのか。 回答: 現時点では、毎年市のモニタリング・評価は必須だと考えており、第三者モニタリングを実施する年に市によるモニタリング・評価を省略することについては、第三者モニタリングの実施効果の検証を含めて慎重に検討していく必要がある。 質問: 第三者モニタリングは各所管で施設ごとに委員を決めているのか。 回答: 指定管理者候補者を選定する指定管理者候補者選定委員会が実施主体となる。	

施設ごとに選定委員を決定しているが、1つの選定委員会が複数の施設を第三者モニタリング・評価する場合もある。

意見：モニタリングは、施設の管理・運営が、市の求める水準で適正かつ効果的に行われるかを確認するために行うものである。モニタリングについては、本来の意義を理解して実施することが必要で、実施することだけが目的になってはいけない。労力を掛けて実施する必要性や、それに見合った効果があるかも併せて引き続き検証し、今後とも必要があれば改善に努めてもらいたい。

【結果】

本件は、承認された。会議での意見を踏まえて取組を進めること。